

くらし



ルールやきまりを守ろう

登下校等

安全な登下校のため、次のことを守らせてください。
 ▼朝は7:45まで、学校の玄関が開かないので、早すぎる登校をしない。
 ▼信号を守る、歩道を通るなどの交通ルールを守る。
 ▼下校時、友達の家や公園などに寄り道はしない。
 ▼携帯電話を持ってくるのが許可されている人は、ランドセルに入れておき、登下校時や学校では出さない。
 <<名札>>学校において帰ります。
 <<遅刻・早退>>保護者の方の送迎が必要です。遅刻の場合は、教室までお願いします。
 <<不審者>>まずは宗像警察署(36-0110)へ情報提供を。

自転車

安全に自転車に乗るために次のことを守らせてください。
 ▼1~3年生は保護者が見ている所で、4~6年生は保護者の許可を得て乗る。
 ▼ヘルメットをかぶる。(ヘルメット着用は法律上、努力義務です)

遊び

金銭のトラブル等に巻き込まれないよう、子どもだけで遊ぶ場合、次のことを守らせてください。
 ▼遊びに行くときは、行く場所をおうちの方に伝えて行く。
 ▼夕方5時になったら、家に帰る。
 ▼お金を貸したり、おごったりしない。
 ▼ゲームセンター・カラオケ・大型店舗に行かない。
 ▼校区外に行かない。

スマホ・ゲーム等

お家の人とルールを決めよう



次のことに留意しながら、子どもさんとルールづくりをさせていただきます。

▼テレビやゲームの視聴時間を決める。
 ※日本小児医学会では一日のメディア総接触時間は2時間以内を目安としています。

▼スマートフォンやオンラインゲーム使用の約束を決める。
 ※「悪口」「仲間外し」「知らない人との交流による被害」「課金」等のトラブルが増えています。学校からは実態が見えにくい特質上、ご家庭で使用状況を見守ってください。

学び



進んで学習しよう

学校のタブレット

学校のタブレットを家庭で使う場合、次のことを守らせてください。守れない場合は、使えなくすることがあります。
 ▼勉強に関係のないサイトをみない。
 ▼自分たちが楽しむために書き込みをしない。

家庭学習

家庭での学習習慣が身につくよう、各家庭で子どもさんの学習の様子をみてください。

家庭学習の目安の時間は各学年、学年×10です。例えば3年生だと3×10で30分が目安です。

もちもの

学習に集中できるように、シンプルなものを使います。折に触れ、子どもさんの筆箱の中身を確認してください。また、お子さんの持ち物には、名前を書いてください。

- <<筆箱の中身>>
- ・鉛筆 最低5本(シャープペンシルは×)
 - ・赤・青鉛筆(学年によってはボールペン・マーカーペンも可)、白い消しゴム、ネームペン、定規(折りたたみでないもの)
 - ▼学習に必要なものは、学校に持たせないようにお願いします。(特に、カッターナイフなどの危険物、貴重品、ゲーム機、お菓子)

心と体



気持ちのよい挨拶をしよう

挨拶・朝食・発熱等

<<挨拶>>見守り隊など地域の方へも挨拶をするよう声かけをお願いします
 <<朝食等>>生活リズムを整えるため早寝・早起き・朝ごはんの習慣づけをお願いします。
 <<発熱等>>発熱やけがなどの場合、保護者の方の迎えや病院への搬送をお願いします。

スクールカウンセラー

子どもさんや保護者のカウンセリングを次のように実施しています。
 ▼カウンセラーが月1回程度の割合でカウンセリングを行っています。
 ▼保護者の方のみ、子どもさんのみ、親子一緒に、どの形態も可能です。
 ▼予約等の相談は、副校長・教頭・特別支援コーディネータまで。

大人のマナー

次のことはお控えください。
 ▼自家用車で子どもさんを送迎すること(事情がある場合は、ご相談ください)
 ▼学校の近隣施設に無断駐車すること。学校付近での路上駐車もご遠慮ください。
 ▼参観日などで撮影した写真や動画をSNSに掲載すること
 ▼匿名で学校へ要望・要求をすること
 ▼非通知で学校へ連絡をすること。(やむをえず匿名にする必要がある場合は、その理由をおっしゃってください。)

その他 お知らせ、お願い

○電話は平日の7:30~18:00が対応可能です。
 ○不審者対応のため、ご来校の際はPTA配布の名札を必ず着用してください。
 ○子どもさんが故意に学校の備品等を破損した場合、修理や買い替えの費用を負担して頂くことがあります。
 ○染髪や剃りこみなどの奇抜な髪形や過度な眉そりはさせないでください。
 ○華美な装飾品は身に付けさせないでください。(ネックレス、ピアスなど)
 ○旅行のお土産などを子どもさんに持たせることは食物アレルギー対応のためお控えください。職員へのお気遣いも不要です。
 ○転校の際、学級の子ども達に「お別れの品」を渡すなどのお気遣いは不要です。

*虐待は通告します。虐待(疑いも含む)が分かり次第、学校は関係機関に通告する義務があります。
 *重大ないじめ事案等が発生した場合、警察と連携して対応いたします。